

検定審査不合格となるべき理由書

受理番号 107-224	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
--------------	---------	---------	----------	----

1. 不合格理由

本申請図書は、高等学校教科用図書検定基準（平成30年9月18日 文部科学省告示第174号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に定める高等学校の目的、同法第51条第1号に定める高等学校教育の目標、高等学校学習指導要領（平成30年 文部科学省告示第68号）の総則、地理歴史科の目標、地理歴史科の日本史探究の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

同法第50条においては、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」こと、同法第51条第1号においては、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健全な身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」を掲げ、高等学校学習指導要領の総則においては、教育課程の編成にあたっては、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら学校段階間の接続を図るものとされている。これらに照らして、本申請図書は、中学校学習指導要領（平成29年 文部科学省告示第105号）社会科（歴史的分野）に基づき、令和5年度に検定に合格し、令和7年度から使用されている図書と内容が、一部の章を除きほぼ同一のものとなっている。高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校の目的及び高等学校教育の目標を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっている。

また、高等学校学習指導要領の地理歴史科の目標においては、「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」こと、地理歴史科の日本史探究の目標においては、「我が国の歴史の展開に関わる諸事象について、地理的条件や世界の歴史と関連付けながら総合的に捉えて理解するとともに、諸資料から我が国の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを掲げている。これらに照らして、本申請図書は、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、我が国の歴史の展開に関わる諸事象について、諸資料から我が

国の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けさせるには不十分である。

さらに、高等学校学習指導要領の地理歴史科の日本史探究の内容及び内容の取扱いに示す事項を適切に取り上げていない。加えて、全体として系統的に構成されておらず、題材の扱いについても調和がとれていない。

以上のことから、本申請図書は、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られるものと判断され、教科用図書として適切性を欠いている。

2. 欠陥箇所

受理番号 107-224		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4-1 76		全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	学校教育法第五十条に定める高等学校の目的に一致していない。 (「第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、…高度な普通教育…を施すことを目的とする。」)	1-(1)	
2	4-1 76		全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校教育の目標に一致していない。 (一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、)	1-(1)	
3	4-1 76		全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	学習指導要領の総則に一致していない。 (第2款4(1)「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、」)	1-(2)	
4	全体		全体	学習指導要領に示す地理歴史科の目標に一致していない。 (目標(1)「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(2)	
5	全体		全体	学習指導要領に示す日本史探究の目標に従っていない。 (目標(1)「諸資料から我が国の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(3)	
6	全体		全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容A(1), B(1), C(1), D(1)「諸資料を活用し、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けること」、A(2), B(2), C	1-(3)	
				(2), D(2)「諸資料を活用し、…課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けること」、A(3), B(3), C(3), D(3)「諸資料を活用し、…課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けること」、D(4)「諸資		
				料を活用して探究する活動を通して、…事項を身に付けること)」)		
7	11- 114		第一章原始, 第二章古代 及び319～499ページ 第五章近代, 第六章現代	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容A「原始・古代の日本と東アジア」、D「近現代の地域・日本と世界」)	1-(3)	
8	11- 114		第一章原始, 第二章古代 及び319～499ページ 第五章近代, 第六章現代	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(2)ア「内容のA, B, C及びDは、この順序で扱うこと。」)	1-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

2. 欠陥箇所

受理番号 107-224		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(2)ア「「歴史総合」で学習した歴史の学び方を活用すること。」)	1-(3)	
10	全体		全体	題材の扱いが、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
11	全体		全体	全体として系統的に構成されていない。 (高等学校地理歴史科日本史探究の構成として不適切である。)	2-(12)	
12	490	上12	この教科書で勉強してきた中学生諸君 (491ページ 上9～10行目「いよいよ 中学における歴史の通史を学び終えよう としている皆さん」も同様)	学校教育法第五十条に定める高等学校の目的に一致していない。 (「第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、…高度な普通教育…を施すことを目的とする。」)	1-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定審査不合格理由書

受理番号 107-224	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
--------------	---------	---------	----------	----

1. 不合格理由

本申請図書は、高等学校教科用図書検定基準（平成30年9月18日 文部科学省告示第174号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に定める高等学校の目的、同法第51条第1号に定める高等学校教育の目標、高等学校学習指導要領（平成30年 文部科学省告示第68号）の総則、地理歴史科の目標、地理歴史科の日本史探究の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

同法第50条においては、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」こと、同法第51条第1号においては、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健全な身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」を掲げ、高等学校学習指導要領の総則においては、教育課程の編成にあたっては、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら学校段階間の接続を図るものとされている。これらに照らして、本申請図書は、中学校学習指導要領（平成29年 文部科学省告示第105号）社会科（歴史的分野）に基づき、令和5年度に検定に合格し、令和7年度から使用されている図書と内容が、一部の章を除きほぼ同一のものとなっている。高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校の目的及び高等学校教育の目標を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっている。

また、高等学校学習指導要領の地理歴史科の目標においては、「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」こと、地理歴史科の日本史探究の目標においては、「我が国の歴史の展開に関わる諸事象について、地理的条件や世界の歴史と関連付けながら総合的に捉えて理解するとともに、諸資料から我が国の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを掲げている。これらに照らして、本申請図書は、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、我が国の歴史の展開に関わる諸事象について、諸資料から我が

2. 欠陥箇所

受理番号 107-224		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4 -	176	全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	学校教育法第五十条に定める高等学校の目的に一致していない。 (「第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、…高度な普通教育…を施すことを目的とする。」)	1-(1)	
2	4 -	176	全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校教育の目標に一致していない。 (一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、)	1-(1)	
3	4 -	176	全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	学習指導要領の総則に一致していない。 (第2款4(1)「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、」)	1-(2)	
4	全体		全体	学習指導要領に示す地理歴史科の目標に一致していない。 (目標(1)「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(2)	
5	全体		全体	学習指導要領に示す日本史探究の目標に従っていない。 (目標(1)「諸資料から我が国の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(3)	
6	全体		全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容A(1), B(1), C(1), D(1)「諸資料を活用し、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けること」、A(2), B(2), C	1-(3)	
				(2), D(2)「諸資料を活用し、…課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けること」、A(3), B(3), C(3), D(3)「諸資料を活用し、…課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けること」、D(4)「諸資		
				料を活用して探究する活動を通して、…事項を身に付けること」)		
7	11 -	114	第一章原始, 第二章古代 及び319～499ページ 第五章近代, 第六章現代	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容A「原始・古代の日本と東アジア」、D「近現代の地域・日本と世界」)	1-(3)	
8	11 -	114	第一章原始, 第二章古代 及び319～499ページ 第五章近代, 第六章現代	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(2)ア「内容のA, B, C及びDは、この順序で扱うこと。」)	1-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

2. 欠陥箇所

受理番号 107-224		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(2)ア「「歴史総合」で学習した歴史の学び方を活用すること。」)	1-(3)	
10	全体		全体	題材の扱いが、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
11	全体		全体	全体として系統的に構成されていない。 (高等学校地理歴史科日本史探究の構成として不適切である。)	2-(12)	
12	490	上12	この教科書で勉強してきた中学生諸君 (491ページ 上9～10行目「いよいよ 中学における歴史の通史を学び終えよう としている皆さん」も同様)	学校教育法第五十条に定める高等学校の目的に一致していない。 (「第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、…高度な普通教育…を施すことを目的とする。」)	1-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

令和 7 年 12 月 22 日

文部科学大臣 殿

住所 (東京都港区芝 5-13-16)

氏名 (令和書籍株式会社
代表取締役 竹田恒泰)

不合格理由に対する反論書

令和 7 年 12 月 1 日付けで通知のあった下記の申請図書に関する不合格理由に対し、別紙のとおり反論がありますので、反論書を提出します。

記

- 1 申請図書の名称 詳説国史探究
- 2 著作者の氏名 竹田恒泰
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
高等学校 地理歴史 日本史探究
- 4 受理番号 107-224

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
1	4-176		<p>全体 (298～504 ページ 全体、資-1～56 ページ 全体も同様。)</p>	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、本申請図書は、当社『国史教科書 (第 7 版)』(令書、歴史 236-73) と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学校教育法第 50 条は「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」と明記しているため、高等学校では、中学校と同等であってはならず、より「高度」であることが求められる。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書 (東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎) のいずれと比較しても、記述の程度がより「高度」である。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学校教育法第 50 条に反している事実はなく、番号 1 の指摘は理由がない。</p> <p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「高度」でなくてはならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、中学校の検定済み教科書の一部は、高等学校の検定済み教科書の一部よりも記述の程度が「高度」である場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社にのみ適用される場合は、本申請図書と同程度の「高度」な教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学校教育法第 50 条の、より「高度」であることの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p> <p>また、本申請図書の検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号 1 は撤回されることを申し述べる次第である。

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	反 論
	ページ	行		
2	4-176		<p>全体 (298～504 ページ 全体、資-1～56 ページ 全体も同様。)</p>	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、本申請図書において、当社『国史教科書 (第 7 版)』(令書、歴史 236-73) と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学校教育法第 51 条第 1 号は「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」と明記しているため、高等学校では、中学校の成果から「発展拡充」していないものであってはならず、より「発展拡充」したものであることが求められる。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書 (東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎) のいずれと比較しても、記述の程度がより「発展拡充」したものである。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学校教育法第 51 条第 1 号の目標を達成しない事実はなく、番号 2 の指摘は理由がない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p> <p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「発展拡充」していなくてはならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、高等学校の検定済み教科書の一部は、中学校の検定済み教科書の一部より「発展拡充」していない場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社のみ適用される場合は、本申請図書と「発展拡充」の程度が同程度の教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学校教育法第 51 条第 1 号の、より「発展拡充」していなければならないことの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p> <p>また、本申請図書の検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p> <p>もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号 2 は撤回されることを申し述べる次第である。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
3	4-176		<p>全体 (298～504 ページ 全体、資-1～56 ページ 全体も同様。)</p>	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、本申請図書において、当社『国史教科書 (第 7 版)』(令書、歴史 236-73) と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学習指導要領第 2 款 4 (1) は「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」と明記しているため、高等学校では、中学校の学習の成果を高等学校に接続するものでなければならず、高等学校が中学校からさらに成果を積み増すものでなければならぬ。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書 (東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎) のいずれと比較しても、記述の程度がより「高度」(学校教育法第 50 条) であり、より「発展拡充」(学校教育法第 51 条第 1 号) する内容となっている。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学習指導要領第 2 款 4 (1) を満たさない事実はなく、番号 3 の指摘は理由がない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p> <p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「高度」乃至「発展拡充」的ではならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、中学校の検定済み教科書の一部は、高等学校の検定済み教科書の一部よりも記述の程度が「高度」乃至「発展拡充」的である場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社にのみ適用される場合は、本申請図書と同程度の「高度」乃至「発展拡充」的な教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学習指導要領第 2 款 4 (1) の、より高い成果を積み増すもの (より「高度」乃至「発展拡充」的) であることの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-224
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、本申請図書を検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p> <p>もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号 3 は撤回されることを申し述べる次第である。</p>

(別紙1)

本申請図書(令和)と歴史002-72(東書)の比較

中学校の歴史的分野の教科書を出版している出版社は多いが、全てとの比較は分量が多くなり過ぎるため、差し当たりもっとも採択率が高い東京書籍との比較をすることにした。東京書籍は採択率が最も高いことから、中学校における最も標準的な記述程度となっていると見るのは合理的である。

また、全編を比較すると膨大な分量にのぼるため、差し当たり、縄文時代までの主な記述について比較検討することとする。

【東書の縄文時代までの主な記述】

(東書 24 頁 7-10 行)

それからしばらくたった 260 万年ほど前、地球が寒冷化して氷河時代となり、陸地の約 3 分の 1 が氷におおわれるような氷期と、温かい間氷期とがくり返されるようになりました。

(令和 16 頁上 9-17 行及び⑦)

地球は温暖期と寒冷期を交互に繰り返してきましたが、一番近いところでは、約二六〇万年前から地球は⑦氷河時代に入っていました。氷河時代の氷期には海面が今より約一〇〇メートル低く、日本列島は大陸と地続きになることがありました。

(⑦氷河時代 氷期と比較的温暖的な間氷期を周期的に繰り返す、気候が寒冷で氷河が発達した時代。約 260 万年前に氷河時代に入り、現在はその間氷期にある。)

→令和に全要素記述あり。

(東書 24 頁 10-12 行)

乾燥化が進み、森林にかわって草原が広がると、そこで暮らす人類は大きく進化しはじめました。

→令和に記述なし。

(東書 24 頁 12-13 行)

250 万年ほど前には、石を打ち欠いて打製石器を作り、これを使って動物の肉をはぎ取って食べるようになりました。

(令和 14 頁②および③)

②猿人 最初の人類。アフリカ東部・南部で発見されたアウストラロピテクスは直立二足歩行し、簡単な打製石器を使っていた。確認される最古の人類は、アフリカのチャドで出土したサヘラントロプス。

③原人 約 260 万年前に出現した人類。脳の容量が大きくなり、打製石器を改良し、火や言葉を使っていたと見られる。インドネシアで発見されたジャワ原人、中国大陸で発見された北京原人などがある。

→令和にほとんどの要素の記述あり。ただし、打製石器で動物の肉をはぎ取って食べたことについては記述なし。

(東書 24 頁 14-15 行)

240 万年ほど前、原人がアフリカに現れ、脳が大きくなり始めました。

(令和 14 頁③) ①

③原人 約二六〇万年前に出現した人類。脳の容量が大きくなり、打製石器を改良し、火や言葉を使っていたと見られる。インドネシアで発見されたジャワ原人、中国大陸で発見された北京原人などがある。

(令和 15 頁下 16-16 頁上 8 行) ②

かつてアフリカには数多くの種類の人類が生息していたことが分かっています。現在では、人類の起源はアフリカにあり、ネアンデルタール人や北京原人などは絶滅し、結局、ヒト属では現生人類だけが残ったと考えられています。

アフリカに出現した人類の一部は、ヨーロッパとアジアに行き、そこから世界中に広がっていったと考えられています。

→令和に全要素記述あり。

(東書 24 頁 15-16 行)

原人は火を使い、やりを使って狩りも行うようになり、後のヨーロッパやアジアにも広がっていきました。

(令和 14 頁③)

③原人 約二六〇万年前に出現した人類。脳の容量が大きくなり、打製石器を改良し、火や言葉を使っていたと見られる。インドネシアで発見されたジャワ原人、中国大陸で発見された北京原人などがある。

→原人が火を使ったこと、アジアに広がったことは令和に記述あり。原人が槍を使って狩りをしてヨーロッパに広がっていたことについては記述なし。

(東書 24 頁 17 行～25 頁 1 行)

20 万年ほど前になると、現在的人类である新人 (ホモ・サピエンス) がアフリカに現れ、やがて世界中に大きく広がっていきました。

(令和 15 頁⑤)

⑤新人 現生人類。約二〇万年前にアフリカに出現し、約六万年前以降に全世界に広がったと見られる（アフリカ単一起源説）。ヨーロッパや北アフリカで発見されたクロマニヨン人は、洞窟壁画を残した。クロマニヨン人は、ラスコー（フランス）やアルタミラ（スペイン）などの洞窟に壁画を描き残している。

→令和に全要素記述あり。

（東書 25 頁 1-2 行）

新人は知能を発達させ、複雑なことを言葉で話せるようになりました。

→令和に記述なし。

（東書 25 頁 3-4 行）

これらの人類は、食べ物を求め、移動しながら生活していました。

（令和 18 頁下 4-7 行）

この時代の人たちは、石器を使って狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていました。

→令和に全要素記述あり。

（東書 25 頁 4-5 行）

このように打製石器を使い、狩りや植物の採集をしながら移動して生活していた時代を、旧石器時代と呼びます。

（令和 17 頁下 3-5 行）

また、考古学では、打製石器を使用し、狩猟、漁労、採集によって生活する段階を旧石器時代といいます。

（令和 18 頁下 4-7 行）

この時代の人たちは、石器を使って狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていました。

→令和に全要素記述あり。

（東書 25 頁 6-8 行）

今から 1 万年ほど前に氷期が終わり、気温が上がり始めると、食料になる木の実が増えました。

（令和 21 頁下 2-5 行）

今から約一万一〇〇〇年前、最後の氷期^{ひょうき}が終わり、世界は温暖な時代へと移行しました。温暖化により、植物の成長が早くなり、森林が増え、人々は木の実などの食料を確保しやすくなりました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 8-9 行)

また、陸地にあった氷が解けて海面が上昇し、あちこちで魚や貝がとれるようになりました。

(令和 21 頁下 10-14 行)

また、海面が上昇したため、日本列島には多くの入江^{いりえ}が形成されました。これを縄文海進^{かいしん}といいます。入江には魚介類が棲みつきやすく、しかもそれを獲りやすい地形ですから、縄文人は豊かな海の幸の恵みを受けるようになります。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 9-11 行)

小形で動きのすばやい動物が増え、これを捕らえるために弓・矢が広く使われるようになりました。

(令和 22 頁上 5-8 行)

この時代になると、日本列島から大型動物は姿を消し、猪や鹿などの機敏な動きをする中小の動物が増えました。それを捕えるために^{やじり}鏃をつけた弓矢が用いられ、落とし穴も作られるようになりました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 12-13 行)

このころから人類は定住するようになり、麦や稲、粟を栽培したり、羊や牛などの家畜を飼う所が現れました。

(令和 22 頁上 9-11 行)

縄文時代の日本列島は豊かな環境に恵まれたため、人々は定住するようになりましたが、農耕や牧畜はあまり発達しませんでした。

(令和 26 頁下 10-15 行及び⑤)

エジプト、メソポタミア、インダス、黄河・長江、メソアメリカ、アンデスをはじめとする地域では、日本列島より早い段階で農耕と⑤牧畜が始まりました。大河の周辺地域では穀類中心、また山岳地帯のアンデスや、島嶼のパプアニューギニアではジャガイモなどの根菜類中心の農耕が行われました。

(⑤牧畜の始まり 紀元前 8000～7000 年ごろに西アジアで羊を家畜化したのが牧畜の始まりで、同様の時期に山羊、遅れて牛、また中央アジアの草原で馬、北アフリカから中央アジアにかけてはラクダ、東シベリアや北欧でトナカイなどが家畜化された。狩猟対象の群れに追隨するうちに、群れの行動を管理する技術が発生したのが牧畜の起源と見られる。)

(令和 27 頁下 7-9 行)

人々は安定した食料を生産することができるようになると、定住して都市を形成し、神殿を建て、やがて古代国家を作りました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 13-14 行)

土器も発明され、食物を煮ることができるようになりました。

(令和 20 頁下 14-16 行)

また、土器の内側には焦げた炭化物が付着していたことから、この土器は煮炊に使われていたことが分かっています。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 14-16 行)

また、木を切ったり加工したりしやすいように表面を磨いた、磨製石器が作られるようになりました。

(令和 17 下 10-13 行)

世界では通常、打製石器が普及してから後に、石を磨いて作った磨製石器が出現し、旧石器時代から新石器時代に移行しますが、日本では磨製石器の使用開始が早く、出土量が多いという特徴があります。

(令和 17 頁下 14-18 頁上 2 行)

日本各地の遺跡で発見された初期の局部磨製石斧(刃先を研磨した石斧)は、約三万五〇〇〇年前のもので、当時、世界最古の磨製石器でした。その後も、さらに古い年代の磨製石器が次々と全国の遺跡から出土し、現状で日本最古は約三万八〇〇〇年前で、これは世界最古の磨製石器とされてきました。石斧は樹木を伐採するのに、また石臼や石杵は穀物をすり潰すのに用いられました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 16-17 行)

このように、土器や磨製石器を使い、農耕や牧畜を始めた時代を、新石器時代といいます。

(令和 17 下 10-13 行)

世界では通常、打製石器が普及してから後に、石を磨いて作った磨製石器が出現し、旧石器時代から新石器時代に移行しますが、日本では磨製石器の使用開始が早く、出土量が多いという特徴があります。

(令和 18 頁下 14-16 行および⑭)

世界の考古学では、磨製石器の出現で新石器時代に入ります。日本列島は、人類史上で最初期に新石器時代を迎えました⑭。

(⑭ 世界では一般的に、磨製石器と土器の使用開始と、農耕や牧畜の開始は同時期になる
ところ、日本では磨製石器の使用が著しく先行した。)

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 1-2 行)

氷河時代には、海面が今より 100m 以上も低くなり、海の浅い部分が陸地になることもありました。

(令和 16 頁上 15-17 行)

氷河時代の氷期には海面が今より約一〇〇メートル低く、日本列島は大陸と地続きになる
ことがありました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 3-5 行)

現在の日本列島も、たびたびユーラシア大陸と陸続きとなり、マンモス・ナウマンゾウ・オ
オツノジカなどの大型の動物が、大陸と同じように住んでいました。

(令和 16 頁上 17-16 頁下 2 行) ①

この時代に大陸からナウマンゾウ、マンモス、大角鹿^{オオツノジカ}などの大型動物が渡ってきて、数万年
前ごろにはそのような動物を追って日本にきた人たちがいたと考えられます。

(令和 16 頁上 9-11 行) ②

地球は温暖期と寒冷期を交互に繰り返してきたが、

→令和に全要素記述あり。(①には「たびたび」の要素がないが、②に温暖期と寒冷期を交
互に繰り返す旨を記しているため、「たびたび」大陸と陸続きになったことが分かるように
なっている)

(東書 34 頁 6-8 行)

これらの動物を負って大陸から移り住んできた人々は、打製石器を付けたやりなどを使って
動物を捕らえたり、植物を採集したりして暮らしていました。

(令和 16 頁上 17-16 頁下 2 行) ①

この時代に大陸からナウマンゾウ、マンモス、^{オオツノシカ}大角鹿などの大型動物が渡ってきて、数万年前ごろにはそのような動物を追って日本にきた人たちがいたと考えられます。

(令和 18 頁下 4-7 行および⑪) ②

この時代の人たちは、石器を使って⑪狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていました。

(⑪先土器時代の狩猟 先土器時代の人々は、^{せんとうき}尖頭器(先端が鋭するどく尖った打製石器)をくりつけた^{やり}槍を使って集団で大型動物を狩っていた。また、動物の解体などにナイフ形石器が用いられた。石器の技術が発達すると、^{さいせつき}細石器という小型の石器も作られるようになり、木や骨の柄にはめ込んで、狩猟に使われた。人々は得た獲物を焼いて食べていた。)

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 8-9 行)

人々は、簡単なテントや岩かげに住み、食べ物を求めて、移動しながら生活していました。

(令和 18 頁下 4-7 行)

この時代の人たちは、石器を使って狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 9-10 行)

火を使って体を温め、捕まえた獲物を焼いて食べたりしました。

(令和 13 頁上 2-5 行および⑪)

この時代の人たちは、石器を使って⑪狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていました。

(⑪先土器時代の狩猟 先土器時代の人々は、^{せんとうき}尖頭器(先端が鋭するどく尖った打製石器)をくりつけた^{やり}槍を使って集団で大型動物を狩っていた。また、動物の解体などにナイフ形石器が用いられた。石器の技術が発達すると、^{さいせつき}細石器という小型の石器も作られるようになり、木や骨の柄にはめ込んで、狩猟に使われた。人々は得た獲物を焼いて食べていた。)

→令和に全要素記述あり。ただし「火を使って体を温め」は令和に記述はないものの、令和には「防寒のために毛皮製の服を着ていた」とあり、この点は東書に記述はない。このように、火で暖をとった点と、毛皮で暖をとった点をそれぞれ記述していることから、この点については同等の記述をしているといえる。

(東書 34 頁 11-12 行)

1 万年ほど前になると、氷期が終わり、陸地にあった氷が解けて、海面が上昇しました。

(令和 16 頁下 7-9 行)

一万一〇〇〇年ほど前には、現在の氷河時代における最後の氷期が終わり、海面が上昇して日本は大陸と隔てられて列島になりました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 12-13 行)

大陸とつながっていた部分が海になり、現在の日本列島の形がほぼできあがりしました。

(令和 16 頁下 7-9 行)

一万一〇〇〇年ほど前には、現在の氷河時代における最後の氷期が終わり、海面が上昇して日本は大陸と隔てられて列島になりました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 14 行～35 頁 1 行)

1 万数千年前から、日本列島の人々は土器を作り、これを使って木の実を煮て食べたりするようになりました。

(令和 20 頁上 12-下 2 行)

発見された土器は、すべて小さな破片で、模様はありませんでした。付着していた炭化物などを試料に行った放射性炭素年代測定法^②による検査により、出土した土器は、約一万六三〇〇年前の世界最古級の土器であることが分かったのです。

(令和 20 頁下 14-16 行)

また、土器の内側には焦げた炭化物が付着していたことから、この土器は煮炊^{にたき}に使われていたことが分かっています。

(令和 21 頁下 2-5 行)

今から約一万一〇〇〇年前、最後の氷^{ひょうき}期が終わり、世界は温暖な時代へと移行しました。温暖化により、植物の成長が早くなり、森林が増え、人々は木の実などの食料を確保しやすくなりました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 1-3 行)

厚手で、低温で焼かれたため黒褐色をしたこの土器は、表面に縄目のような文様が付けられていることが多いので、縄文土器と呼ばれます。

(令和 21 頁上 8-9 行)

縄文土器は、黒褐色で、低温で焼き上げるため厚手ででもろい特徴があり、

(令和 21 頁上 1-4 行)

日本では、世界的に見てかなり早い段階で素焼の土器に縄の模様をあしらった縄文土器が作られるようになり、それをもって縄文時代の始まりと定義していました。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 3-4 行)

このため、この時代を縄文時代、このころの文化を縄文文化と呼びます。

(令和 21 頁上 1-7 行)

日本では、世界的に見てかなり早い段階で素焼の土器に縄の模様をあしらった縄文土器が作られるようになり、それをもって縄文時代の始まりと定義していました。大平山元 I 遺跡の土器には縄の模様はありませんが、この土器の出現で、縄文時代の始まりが遡ったこととなります。この時代の文化を縄文文化といいます。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 4-5 行)

縄文土器は、世界的に見ても非常に古い土器の一つとされています。

(令和 20 頁上 12-下 2 行)

発見された土器は、すべて小さな破片で、模様はなかった。附着していた炭化物などを試料に行った放射性炭素年代測定法による検査により、出土した土器は、約一万六三〇〇年前の世界最古級の土器であることが分かったのです。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 6-9 行)

この時代には、氷期が終わり気温が上がったので、植物の栽培も始まりました。しかし、林にはくり・どんぐりなどの木の実が豊富で、鹿・いのしし・鳥などのけものや、魚や貝も豊富にとれたため、農耕や牧畜はあまり発達しませんでした。

(令和 24 頁上 7-13 行)

従来、縄文人は大きな集落を作らず、食物の栽培はしていなかったと考えられていました。ところが、三内丸山の縄文人は、栗の木を計画的に植林し、下草を刈るなどして、念入りに管理していたことが分かったのです。

(令和 22 頁上 9-11 行)

縄文時代の日本列島は豊かな環境に恵まれたため、人々は定住するようになりましたが、農耕や牧畜はあまり発達しませんでした。

(令和 22 頁上 5-7 行目)

この時代になると、日本列島から大型動物は姿を消し、猪や鹿などの機敏な動きをする中小の動物が増えました。

(令和 23 頁下 4-9 行)

日本では鹿、猪、イルカなどの骨から作った釣針や銚などが、縄文時代の遺構から発見されています。人々は胡桃やドングリなどの木の実や山芋などの根菜を主食としていました。計画的に稗、粟、粟、ソバ、豆類、荳胡麻や瓢箪などの植物を栽培していたことも分かっています。

→令和に全要素記述あり (ただし、東書が列記した食材の内「鳥」は令和に記述がない)。

(東書 35 頁 9-11 行)

海に近いむらでは、食べ終わった後の貝殻や魚の骨などを捨てた貝塚ができました。

(令和 22 頁下 9-11 行)

貝塚とは食べ残しやごみなどを捨てた遺跡で、貝殻、動物や魚の骨、土器の破片、土偶、石斧、石鏃、骨角器、人骨片などが発見されています。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 12-14 行)

人々は移動しながら生活するのをやめて、食料を得やすい場所に集団で定住するようになり、掘り下げた地面に柱を立てて屋根をかけた、たて穴住居を造って住みました。

(令和 23 頁下 15-16 行)

人々は地面に掘った穴に柱を立てて、草で屋根を葺いた竪穴式住居に住み、集落を作るようになりました。

(令和 24 頁中 13-下 4 行)

住居の跡は三〇〇〇棟以上になると推定されていて、同時期に三〇〇〇棟以上の住居が存在していたわけではないにせよ、その規模は、これまでの縄文遺跡の常識を破るものでした。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 4-6 行)

人々は耳飾りを付けたり、抜歯を行ったり、祈りのため土偶を作ったりしました。

(令和 24 頁上 1-下 5 行)

縄文人は、あらゆるものに精霊が宿ると考えていました。女性をかたどった土偶(土製の人形)や男性器を表現したと思われる石棒は、子孫繁栄を願う祭祀に用いられたと考えられています。自然との調和を重んじた縄文人の自然観は、現在の日本人の価値観にも色濃く残っ

ています。また、縄文人の風習の一つに屈葬や抜歯があります。屈葬は、手足を折り曲げて葬むることで、死者の霊が災いを及ぼすのを防ぐため、また抜歯は、特定の永久歯を抜く習慣で、成人式の意味を持つものと考えられています。

→令和に全要素記述あり。(ただし、「耳飾り」のみ記載なし)

(東書 35 頁 16-17 行)

人が死ぬと、地面に穴を掘り、手足を折り曲げて埋める屈葬を行いました。

(令和 24 頁下 1-5 行)

また、縄文人の風習の一つに屈葬や抜歯があります。屈葬は、手足を折り曲げて葬むることで、死者の霊が災いを及ぼすのを防ぐため、また抜歯は、特定の永久歯を抜く習慣で、成人式の意味を持つものと考えられています。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 17 行)

こうした縄文時代は 1 万年以上続きました。

(令和 22 頁上 13 行)

縄文時代は約一万三〇〇〇年以上続きました。

→令和に全要素記述あり。

【令和の該当箇所の記述】※東書に記述がない箇所に下線を引いた

一 先土器時代以前

■イ 日本列島の誕生

今から約一三〇〇年前の奈良時代、第四十代天武天皇の命令によって編纂された二つの書物が完成しました。『古事記』と『日本書紀』です。両方を合わせて記紀といいます。『古事記』は日本の神話などの伝承と歴代天皇の事績を伝えるため、また『日本書紀』は日本の歴史を伝えるために編纂されたと考えられています。

『古事記』は今に伝わる書物のなかでは日本最古で、そこには、日本列島誕生の神話や日本建国の物語が書かれています。『古事記』は、宇宙空間に最初に出現した神々の末っ子の伊耶那岐の神と伊耶那美の神が、日本列島の島々を生んだ国生み神話を伝えています。

さて、宇宙と世界がどのようにできたかについては、いろいろな考え方があります。キリスト教とユダヤ教の聖典である『旧約聖書』の創世記は、神が五日と半日で宇宙と世界を創ったと伝えています。イスラム教の聖典である『コーラン』は、アラー（アラビア語で「神」を意味する）がすべてを創造したと伝え、また仏教は、宇宙には始まりも終わりもなく生と滅を繰り返しているという「無始無終」を説いています。

他方、現代科学の知識によると、地球は約四十六億年前にガス体の凝集、あるいはガス体が凝集してできた物質が集合してできたことが分かっています。

『古事記』を読むと、編纂時の日本人の信仰や価値観を知ることができますし、『旧約聖書』と比較すると、当時の日本人と、『旧約聖書』を編纂した人々との価値観の違いを知ることができます。たとえば、『旧約聖書』では神が宇宙を創るところから物語が始まりますが、『古事記』では宇宙の起源について記していません。同じ「神」でも、宇宙を創った神と、宇宙が作った神では趣がだいぶ違います。

文献史料 『古事記』国生み神話（現代語訳、部分要約）

この世の初めに高天の原（天上世界）に成った神は、天之御中主神でした。しかし、この神はすぐに姿をお隠しになりました。その後、まもなく高御産巢日神と神産巢日神が成りましたが、同じようにすぐに姿をお隠しになりました。

このとき、大地はまだ若く、水に浮く脂のようで、海月のように漂っていて、しっかりと固まっていませんでした。ところが、葦の芽のように伸びてきたものから、宇摩志阿斯訶備比古遲神と天之常立神が成り、また姿をお隠しになります。これまでに成った五柱（神は「ひとり、ふたり」ではなく、「一柱、二柱」と数える）の神は、別天神と申し上げます（宇宙が誕生した早い時期に成った特別の神という意味）。

その後、国之常立神と豊雲野神が成り、姿をお隠しになりました。宇比地邇神と妻の須比智邇神を始め、五対の神（男神と女神で一对）が成りました。そのうち、最後に成ったのが伊耶那岐神と妻の伊耶那美神です。国之常立神から伊耶那岐神と伊耶那美神までの七代の神を神代の七代と申し上げます。

神々は、伊耶那岐神と伊耶那美神に、下界の海をお指し示しになり「この漂っている国を固めて治めなさい」と命ぜられました。二柱の神は、天空に浮いてかかる天浮橋から海に矛を下ろし、海水を「こおろ、こおろ」と掻き鳴らして矛を引き上げました。すると、その先から海水がしたたり落ち、塩が固まって島ができました。これが淤能碁呂島です。二柱の神はこの島に降り立ちました。（中略）

そして、二柱の神が夫婦となると、次々と立派な国が生まれました。一番初めに生まれた島は、淡路島（兵庫県）、続けて四国、隠岐諸島（島根県）、九州、壱岐の島（長崎県）、対馬（長崎県）、佐渡が島（新潟県）、そして本州（特に畿内を中心とする地域）が生まれました。このように、八つの島が先に生まれたことで、我が国のことを大八島国というのです。

二柱の神は高天原にお帰りになるときに、さらに六つの小さい島をお生みになりました。このようにして二柱の神は「国生み」を終えました。

■ロ 人の起源

人類がどのように誕生したのか、実はまだよく分かっていません。これも宗教によって考え方は異なりますし、現代科学でも学説の対立があります。

たとえば、『旧約聖書』の創世記は、神が自らの姿に似せて人を創造したと記しています。また『コーラン』は、アラーが人間を創造したと記しています。他方、仏教では人は輪廻転生、つまり生まれ変わりを繰り返していると説き、その起源については語っていません。

ん。また『古事記』にも人の起源については記述がありません。考え方は違いますが、これらによると、人は最初から人だったことになります。

現代科学では、一つの有力な説として、人間は猿から進化したという進化論が主張されています。かつては、木から降りた②猿人（アウストラロピテクスなど）が、手を使うようになって③原人（北京原人など）となり、そして④旧人（ネアンデルタール人など）、さらに⑤新人（現生人類＝ホモ・サピエンス）に進化したと考えられていました。これを単一種仮説といいます。しかし、考古学と分子生物学の発達により、人の起源に関する学説は大幅に修正されました。かつてアフリカには数多くの種類の人類が生息していたことが分かっています。現在では、人類の起源はアフリカにあり、ネアンデルタール人や北京原人などは絶滅し、結局、ヒト属では現生人類だけが残ったと考えられています。

アフリカに出現した人類の一部は、ヨーロッパとアジアに行き、そこから世界中に広がっていったと考えられています。地球は温暖期と寒冷期を交互に繰り返してきましたが、一番近いところでは、約二六〇万年前から地球は⑦氷河時代に入っていました。氷河時代の氷期には海面が今より約一〇〇メートル低く、日本列島は大陸と地続きになることがありました。この時代に大陸からナウマンゾウ、マンモス、大角鹿などの大型動物が渡ってきて、数万年前ごろにはそのような動物を追って日本に来た人たちがいたと考えられます⑧。それ以前から日本に人がいたかは、まだよく分かっていません。しかし、沖縄から北海道にかけての広い地域の縄文遺跡からは、現代日本人とほぼ同じ特徴の人骨が出土しているため、遅くとも縄文時代までには原日本人が形成されていたと考えられています。

一万一〇〇〇年ほど前には、現在の氷河時代における最後の氷期が終わり、海面が上昇して日本は大陸と隔てられて列島になりました。それ以降は、大陸や南方から丸木舟に乗って日本に渡ってきた人たちもいたと考えられます。

ところで、現代科学でも進化論に対する異論があります。猿人と原人の間で脳の容量をはじめ、多くの点で大きな差があるにもかかわらず、理論値よりもだいぶ早い段階で原人が出現していることなどから、猿人が進化したのが原人であるとは認められないという有力な反論があります。この立場の主張として、日本の分子生物学者の村上和雄の次の主張が挙げられます。人類の存在は進化論では十分に説明はできず、もし最初の人がいいたとしても、その遺伝子を書いたのは人でないことは確実であるとし、その存在を「サムシング・グレート」（何か偉い大な存在）と述べました。

このように、人の起源については、まだ分からないことが多く、進化論は日本では広く支持されていますが、欧米やイスラム諸国では根強い批判もあります。

注②猿人 最初の人類。アフリカ東部・南部で発見されたアウストラロピテクスは直立二足歩行し、簡単な打製石器を使っていた。確認される最古の人類は、アフリカのチャドで出土したサヘラントロプス。

注③原人 約 260 万年前に出現した人類。脳の容量が大きくなり、打製石器を改良し、火や言葉を使っていたと見られる。インドネシアで発見されたジャワ原人、中国大陸で発見された北京原人などがある。

注④旧人 約 60 万年前に出現した人類。ヨーロッパから中央アジアにかけて発見されたネアンデルタール人は、脳の容量が現生人類に近く、毛皮を身につけ、死者を埋葬して花を添えていた。

注⑤新人 現生人類。約 20 万年前にアフリカに出現し、約 6 万年前以降に全世界に広がったと見られる（アフリカ単一起源説）。ヨーロッパや北アフリカで発見されたクロマニヨン人は、洞窟壁画（⑥）を残した。

注⑥洞窟壁画 クロマニヨン人は、ラスコー（フランス）やアルタミラ（スペイン）などの洞窟に壁画を描き残している。

注⑦氷河時代 氷期と比較的温暖な間氷期を周期的に繰り返す、気候が寒冷で氷河が発達した時代。約 260 万年前に氷河時代に入り、現在はその間氷期にある。

注⑧野尻湖遺跡群 野尻湖（長野県）の湖底と湖周辺には 30 以上の遺跡があり、3.3 万年以上前の地層からナウマンゾウや大角鹿の化石とともに、多数の打製石器などの道具が出土した。先土器時代、人々は湖の周辺で大型動物を狩猟し、解体して食べていたと考えられる。野尻湖ナウマンゾウ博物館（長野県）では、出土物などが展示されている

■ハ 日本の磨製石器は世界最古級

昭和二十一年（一九四六）にアマチュア研究家の相沢忠洋が、岩宿遺跡（群馬県）の関東ローム層の中から⑨黒曜石でできた打製石器を掘り出し、我が国の考古学史上の大発見となりました。関東ローム層は、関東地方の地層で、約一万年前から四〇万年前に形成された堆積層と考えられています。この時代は地質学では更新世にあたります。

人類の文化は、石を砕いて打製石器を作り狩猟をしたところから始まります。まだ土器が出現する前の段階なので先土器文化と呼び、その時代を先土器時代といいます。この時期は氷河時代でした。また、考古学では、打製石器を使用し、狩猟、漁労、採集によって生活する段階を旧石器時代といいます。

日本では長らく先土器時代の石器が発見されてこなかったため、先土器文化はないものと考えられていました。ところが、岩宿遺跡から石器が出土したことで、日本にも先土器文化があったことが確認されたのです。

世界では通常、打製石器が普及してから後に、石を磨いて作った磨製石器が出現し、旧石器時代から新石器時代に移行しますが、日本では磨製石器の使用開始が早く、出土量が多いという特徴があります⑩。それどころか、日本各地の遺跡で発見された初期の局部磨製石斧（刃先を研磨した石斧）は、約三万五〇〇〇年前のもので、当時、世界最古の磨製石器でした。その後も、さらに古い年代の磨製石器が次々と全国の遺跡から出土し、現状で日本最古は約三万八〇〇〇年前で、これは世界最古の磨製石器とされてきました。石斧は樹木を伐採するのに、また石臼や石杵は穀物をすり潰すのに用いられました。

平成二十九年（二〇一七）に、オーストラリアのマジェドベベ遺跡から約六万五〇〇〇年前の磨製石器が発見されたとの報告がありました。ところが、マジェドベベ遺跡の年代の信憑性には疑問も呈されています。そのため、国際的に信頼される手法により年代が特定された磨製石器としては、日本から出土したものが世界最古であるといえます。

オーストラリアで信憑性が高い初期の磨製石器は約三万年前になります。それでも、世界では一般的に磨製石器の使用開始は約一万年前ですから、日本とオーストラリアの磨製石器の古さは突出しています。

この時代の人たちは、石器を使って⑩狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていました⑪。また、火を使っていたことや遠隔地との交流が盛んだったことが分かっています⑫。そして、当時日本に住んでいた先土器時代人は、現在の日本人の先祖です。

ところで、いまのところ世界最古級の磨製石器が日本列島で出土しているということは、その時代の人類の技術の最先端は日本列島にあったことを意味します。世界の考古学では、磨製石器の出現で新石器時代に入ります。日本列島は、人類史上で最初期に新石器時代を迎えました⑬。

注⑨黒曜石 石や木のハンマーで打つと、ナイフのような鋭い刃が得られるため、その性質を利用して、打製石器の素材として多く用いられた。

注⑩中期旧石器時代 日本国内では3万8,000年前より前の打製石器の出土例があるが、いずれも石器群を認定する4つの基準（加工痕、偽石器が含まれる可能性のない安定した遺跡立地、層位的出土、複数の出土）を満たしていない。打製石器のみが存在していた中期旧石器時代の有無は、日本では論争になっている。

注⑪先土器時代の狩猟 先土器時代の人々は、尖頭器（先端が鋭く尖った打製石器）をくりつけた槍を使って集団で大型動物を狩っていた。また、動物の解体などにナイフ形石器が用いられた。石器の技術が発達すると、細石器という小型の石器も作られるようになり、木や骨の柄にはめ込んで、狩猟に使われた。人々は得た獲物を焼いて食べていた。

注⑫ 日本の先土器時代は、氷河時代の氷期にあたり、現在と比べると相当に寒かった。

注⑬盛んだった遠隔地との交流 人々は丸木舟で盛んに列島の島々を行き来していた。伊豆諸島の神津島で採れる黒曜石が、南関東、山梨、長野で、また九州の黒曜石が沖縄や朝鮮半島で発見されている。物資を輸送するために島と島を往復した事例は、同じ時期では世界で他に確認されていない。日本列島の先土器時代人は、最先端の航海術を身につけていたといえる。

注⑭ 世界では一般的に、磨製石器と土器の使用開始と、農耕や牧畜の開始は同時期になるところ、日本では磨製石器の使用が著しく先行した。

世界最古の磨製石器は日本かオーストラリアか

オーストラリアのマジェドベベ遺跡から出土した石器の年代は、石器が発見された砂層の年代測定によって示されています。学界ではその石器の年代に対して疑問が提示されています。

石器が出土した砂層は、安定した地層ではなく、石器がシロアリの穴掘りや豪雨によって下の層に沈めば、実際より古いものと特定されてしまう可能性があるからです。

それに対して日本の初期の磨製石器は、マジェドベベ遺跡とは異なり、偽石器が含まれている可能性のない安定した遺跡立地から出土しています。しかも貫ノ木遺跡（長野県）、石の本遺跡（熊本県）が三万八〇〇〇年前、上萩森遺跡（岩手県）、八風山Ⅱ遺跡（長野県）、瀬田池ノ原遺跡（熊本県）が三万七〇〇〇年前の年代が得られているなど、その時代の出土例が多く、三万六〇〇〇年前となるとその数は膨れ上がります。

また、日本の岩宿時代は、列島以外の周辺地域と比較しても群を抜くほどの豊かな石器文化が発展しました。磨製石器が出土した遺跡は、三万五〇〇〇年前以前の後期旧石器時代だけでも八一カ所あり、北海道から九州、そして種子島（鹿児島県）にまで分布します。

それに対してオーストラリアでは、マジェドベベ遺跡から連続して石器文化が発展・拡散した形跡が見当たりません。

世界で一般的に磨製石器が使用されるようになるのは約一万年前です。比較的古いものでも、オーストラリア以外では、オーストラリア中部が約二万六〇〇〇年前、シベリアが約二万二〇〇〇年前と、日本よりだいぶ遅れます。

また東アジアでの磨製石器使用開始年代は、中国が約一万五〇〇〇年前、朝鮮半島が約七〇〇〇年前と、それぞれ約二万三〇〇〇年、約三万一〇〇〇年、日本が先行していることとなります。

弥生時代で勉強するように、稲作は中国が先行したため、日本列島の人々は以降、中国から最先端の稲作文化を学ぶこととなります。日本は周辺地域から多くを学びますが、先土器時代では、日本列島の石器文化は圧倒的に進んでいたため、他の地域に影響を及ぼしました。

ところで、平成二十八年（二〇一六）に沖縄県南城市のサキタリ洞で世界最古となる約二万三〇〇〇年前の釣針が発見されました。これまではパプアニューギニアの約一万八〇〇〇年前のものが最古とされていました。

二 縄文時代

■イ 日本の縄文土器は世界最古級

日本では、①土器が作られるようになったのを縄文時代の始まり、また、本格的な水田稲作の開始を弥生時代の始まり（縄文時代の終わり）と定義しています。

平成十年（一九九八）、青森県外ヶ浜町の民家の建て替え工事にあたり、旧蟹田町教育委員会が行った発掘調査で発見された土器が、世界の考古学の歴史を大きく塗り替えることになりました。

発見された土器は、すべて小さな破片で、模様はありませんでした。付着していた炭化物などを試料に行った②放射性炭素年代測定法による検査により、出土した土器は、約一万六三〇〇年前の世界最古級の土器であることが分かったのです。この測定の結果、日本における土器の出現がこれまで考えられていた時期より約四〇〇〇年遡りました。その後、日本列島の広い範囲で、古い時代の土器が多数確認されました。たとえば、長崎県の福井洞窟の土器は約一万六〇〇〇年前、東京都の御殿山遺跡の土器は約一万六三〇〇年前、神奈川県の宮ヶ瀬北原の土器は約一万五五〇〇年前、北海道の大正3遺跡の土器は約一万四五〇〇年前と見られています。福井洞窟と御殿山遺跡は、外ヶ浜町の遺跡とほとんど同時期であり、短期間のうちに北は北海道、西は九州にまで伝播したことが分かります。

この遺跡から出土した石鏃（石でできた矢や尻）は世界で最古のものと見られています。また、土器の内側には焦げた炭化物が付着していたことから、この土器は煮炊きに使われていたことが分かっています。そしてこれは、人類最古の調理の跡とされています。

この遺跡は大平山元I遺跡という縄文時代草創期の遺跡で、現在は国の史跡に指定されています。

日本では、世界的に見てかなり早い段階で素焼きの土器に縄の模様をあしらった縄文土器が作られるようになり、それをもって縄文時代の始まりと定義していました。大平山元I遺跡の土器には縄の模様はありませんが、この土器の出現で、縄文時代の始まりが遡ったこととなります。この時代の文化を縄文文化といいます。縄文時代は水田稲作が始まるころまで続きます。縄文土器は、黒褐色で、低温で焼き上げるため厚手ででもろい特徴があり、火焰型土器のように美しく装飾されたものもあります（『日本美術図鑑・縄文時代』）。

注①土器 粘土をこねて成型し、乾燥させ、焼き上げて作った容器。

注②放射性炭素年代測定法 年代を測定する方法の1つ。大気や海水にはわずかな量の「炭素14」という放射性同位体が含まれている。炭素14は生物の体内にも取り込まれるが、生物が死に外界からの炭素14の供給が断たれると、炭素14は5,730年ごとに半減する性質を持つため、その存在量が経過時間とともに一定の割合で減少していく。したがって、動植物の遺物に含まれる炭素14を測定すれば、その生存年代を特定することができる。

■ロ 氷期の終焉と縄文海進

今から約一万一〇〇〇年前、最後の氷期が終わり、世界は温暖な時代へと移行しました。温暖化により、植物の成長が早くなり、森林が増え、人々は木の実などの食料を確保しやすくなりました。また、氷が溶けて海面が上昇し、日本地域は大陸と分離されて再び日本列島が形成されました。

気候の変化によって、日本列島は現在と同じような、四季のある温暖湿潤な気候になり、多種多様な植物が育つ環境になりました。また、海面が上昇したため、日本列島には多くの入り江が形成されました。これを縄文海進といいます。入江には魚介類が棲みつきやすく、しかもそれを獲りやすい地形ですから、縄文人は豊かな海の幸の恵みを受けるようになります。日本沿岸は暖流と寒流がぶつかるため、もともと豊かな漁場でしたが、縄文海進で森と海が接近したため、森の養分が直接入江に流れ込むようになり、さらに豊かな漁場となりました。

温暖な時代の到来により、特に日本列島は、植物資源だけでなく、海産物も豊富に獲れるようになり、世界でも有数の豊かな土地になりました。現在でも日本食の文化は魚を中心としていますが、その起源は縄文時代にあったのです。

この時代になると、日本列島から大型動物は姿を消し、猪や鹿などの機敏な動きをする中小の動物が増えました。それを捕えるために鏃をつけた弓矢が用いられ、落とし穴も作られるようになりました。

縄文時代の日本列島は豊かな環境に恵まれたため、人々は定住するようになりましたが、農耕や牧畜はあまり発達しませんでした。北部九州で稲作が始まるのは、縄文時代の晩期を待たなくてはなりません。

縄文時代は約一万三〇〇〇年以上続きました③。文化の芽生え（磨製石器の出現）を日本の歴史の始まりと考えるなら、日本の歴史の九割以上が先土器時代と縄文時代だったことになります。

注③ 1つの文化がこれほど長く続いたのは、世界の歴史で他に例がない。縄文時代は豊かで安定した時代だったため、新しい文化を取り入れる必要がなかったものと思われる。中国大陸で農耕が盛んになっても、日本列島の縄文人は、交流があるにもかかわらず、積極的に農耕を取り入れることはなかった。縄文文化は「農耕しない遅れた文化」なのではなく、自然と共生しながら採取経済を発展させた、成熟した文化だったといえる。

■ハ 縄文文化と縄文人の生活

アメリカ人の動物学者エドワード・S・モースが、明治十年（一八七七）に鉄道で横浜から新橋に向かう途中、大森駅近くの崖に貝殻が積み重なっているのを発見し、後日、政府の許可を受けて発掘調査を行いました。それは縄文時代後期から末期ごろの貝塚でした。

貝塚とは食べ残しやごみなどを捨てた遺跡で、貝殻、動物や魚の骨、土器の破片、土偶、石斧、石鏃、骨角器、人骨片などが発見されています。後に大森貝塚と呼ばれるようになります。このとき出土した土器に縄の模様が付いていたため、縄文土器と名づけられました。モースの発掘は日本の考古学の発祥とされています。大森貝塚は後に国の史跡に指定され、モースの発掘した遺物は、国の重要文化財に指定されています。

全国の縄文時代の遺跡を調査した結果、縄文人は打製石器、磨製石器、弓矢、骨角器などを使って狩猟、漁労、採集により食料を確保していたことが分かりました。骨角器とは、動物の骨格から作られた道具です。日本では鹿、猪、イルカなどの骨から作った釣針や銚などが、縄文時代の遺構から発見されています。人々は胡桃やドングリなどの木の実や山芋などの根菜を主食としていました。計画的に稗、粟、粟、ソバ、豆類、荳胡麻や瓢箪などの植物を栽培していたことも分かっています。土器が使われるようになると、煮る、蒸す、炊くといった調理法が加わっただけでなく、汁ものの調理が可能になり、木の実などのあく抜きもできるようになって、効率よく栄養を摂取できるようになりました。また、土器で飲食物を貯蔵することも可能になりました。酒を醸すようになったのもこのときです。

人々は地面に掘った穴に柱を立てて、草で屋根を葺いた竪穴式住居に住み、集落を作るようになりしました④。丸太をくりぬいた丸木舟で沖に出て漁をし、遠方へも航海していました。青森県の三内丸山遺跡からは、大規模な集落の跡が発見されています。

縄文人は、あらゆるものに精霊が宿ると考えていました。女性をかたどった土偶（土製の人形）や男性器を表現したと思われる石棒は、子孫繁栄を願う祭祀に用いられたと考えられています。自然との調和を重んじた縄文人の自然観は、現在の日本人の価値観にも色濃く残っています。また、縄文人の風習の一つに屈葬や抜歯があります。屈葬は、手足を折り曲げて葬むることで、死者の霊が災いを及ぼすのを防ぐため、また抜歯は、特定の永久歯を抜く習慣で、成人式の意味を持つものと考えられています。

特別大きい住居が見られないこと、共同墓地が営まれたこと、そして、副葬品がないことなどから、縄文時代には人々の間に貧富の差や身分の上下はなかったと考えられています。

日本列島に大規模な移住があったことは想定できないので、先土器時代人が縄文人の先祖で、また、骨格が現代日本人に似ていることから、縄文人は日本人の先祖と考えられています。

注④木の伐採と木材の加工

竪穴式住居などに用いる木材を伐採するには、硬い石で作った磨製石斧が用いられた。また、木材を加工するには、木材に細かい傷を付けて石斧で削る手法や、木材を水に濡らして、あるいは焦がして柔らかくしてから石斧で削る手法などが用いられた。

縄文時代の大規模集落・三内丸山遺跡

三内丸山遺跡は、青森県青森市にある縄文時代の大規模集落跡です。平成四年（一九九二）に発掘が始まりました。この遺跡の発掘により、これまで考えられていた縄文人像が大きく変化することになりました。

従来、縄文人は大きな集落を作らず、食物の栽培はしていなかったと考えられていました。ところが、三内丸山の縄文人は、栗の木を計画的に植林し、下草を刈るなどして、念入りに管理していたことが分かったのです。また、直径と深さがともに二メートルの六つの巨大な柱の跡が発見されたことから、かなり大規模な建物が存在し、高度な土木建築技術があったことを思わせます。

三内丸山遺跡は、縄文時代前期から中期にかけ、五九〇〇年前ごろから四三〇〇年前ごろまで、およそ一六〇〇年間営まれました。江戸（東京）は徳川家康が城を築いてから約四〇〇年、京都は桓武天皇が遷都してから約一二〇〇年ですから、それと比べると、太古の昔に一六〇〇年間集落が営まれたのは、すごいことです。住居の跡は三〇〇〇棟以上になると推定されていて、同時期に三〇〇〇棟以上の住居が存在していたわけではないにせよ、その規模は、これまでの縄文遺跡の常識を破るものでした。

遠方との交易も盛んだったようです。糸魚川の翡翠、岩手の琥珀、秋田のアスファルトなどが出土しています。また、遺跡には大規模な墓地が造営され、故人を丁重に葬る文化があったことが分かります。

三内丸山遺跡の発掘の結果、縄文人は採取経済を基礎とする社会としては、稀に見る高度な社会を構築していたことが分かりました。

日本で出土した世界最古級の土器以外にも、同じような古い時期の土器として、ロシアと中国の例があります。ロシアのグロマトゥーハ遺跡で発見された土器は約一万五〇〇〇年前のもので、また、中国の湖南省の洞窟で発見された土器が約一万八〇〇〇年前という報告もあります。いずれにしても、東アジアに最古級の土器が集中しているといえます。ところが、南アジア、西アジア、アフリカ、ヨーロッパなどでは、日本に八〇〇〇年ほど遅れて土器を作るようになりました。少なくとも、土器に関しては、日本を含む東アジアが極端に古いといえます。

ところで、中国湖南省の約一万八〇〇〇年前という土器は、日本の考古学者が調査を要請しても拒否され、しかも盗まれてもうないといひます。また、この測定も土器自体を調べたのではなく、土器の上下の地層の動物骨などから割り出したもので、約三〇〇〇年間の開きがあり、上限が一万八〇〇〇年前ということではありません。その後、中国は江西省で約二万年前の土器が出土したと発表しましたが、付着物を測定せずに地層から割り出した、信憑性の低いものでした。

農耕を開始して、都市を形成し、文字を用いて、広範囲な貿易をしていることなどをもつて文明の成立と考えられてきました。どの文明が世界の文明の祖であるかは研究の途上であり、まだ定説はありません。

かつて、エジプト文明、メソポタミア文明、インダス文明、中国文明を世界四大文明と呼び、世界中の文明はすべてこれら四文明の垂流であると考えられていた時期がありました。しかし、考古学の研究が進むと、同じ条件を満たす例が各地に発見され、四大文明が世界の文明の祖であるという考え方は、現在では否定されています。

日本列島では本格的な食料生産と都市形成の時期は遅れましたが、日本列島から最古級の磨製石器と最古級の土器が発見されていて、日本は独自の文化の起源を持っているといえます。アメリカを代表する国際政治学者であるサミュエル・ハンチントンは著書『文明の衝突』で、ほとんどの学者は日本を固有の文明と認識しているとして、五世紀以降の日本文化を「日本文明」と呼びました。日本列島は地理的に大陸から隔てられていたため、他の地域とは異なった特色ある文化を発展させていきますが、日本文化は他地域の文明と無関係に発展・形成されたわけではありません。日本列島の人々は、大陸や朝鮮半島から積極的に文化を受容し発展させ、また東アジアの多くの地域に文化的影響を与えました。日本文化は、特に中国の文明と相互に強い影響を与えながら発展していくこととなります。

エジプト、メソポタミア、インダス、黄河・長江、メソアメリカ、アンデスをはじめとする地域では、日本列島より早い段階で農耕と⑤牧畜が始まりました。大河の周辺地域では穀類中心、また山岳地帯のアンデスや、島嶼のパプアニューギニアではジャガイモなどの根菜類中心の農耕が行われました。

大陸では、世界的にも特に早い時期に農耕が始まっています。約一万二〇〇〇年前に、長江（揚子江）中流域で稲作を中心とした農耕が始まっていたことが確認されています。また、水田としては、長江中下流域の約六四〇〇年前の水田の跡が最も古く、長江流域が稲作の起源であると考えられています。

その他、最古級の農耕としては、シリアのテル・アブ・フレイラ遺跡に約一万一〇〇〇年前のライムギの農耕の跡が、また、パプアニューギニアに約九〇〇〇年前の芋類を作るための灌漑施設の跡があります。

日本列島は豊かな温帯林に包まれ、周囲を海に囲まれた環境にあり、山海の幸に恵まれていました。このように、他の地域に比べて食料を得ることが容易だったため、日本では本格

的な農耕を開始する時期が遅れたと考えられています。ところが、縄文時代晩期になると寒冷化により自然の実りが乏しくなりました。このような時期に縄文人も重い腰を上げて稲作に着手することになったと考えられています。食料事情が極度に悪化すると若い動物まで捕獲するようになりますが、縄文時代晩期の貝塚に幼獣の個体が増える形跡はなく、また、そのころの縄文人の骨や歯に、成長が止まるような障害はほとんど観察されていません。縄文人は自然環境が変化するなか、余裕を持って農耕社会に移行していったことが分かります。その後、日本列島の人々が積極的に大陸の文化を取り込んでいくことは、「弥生時代」以降で詳しく述べます。

注⑤ 牧畜の始まり

紀元前 8000～7000 年ごろに西アジアで羊を家畜化したのが牧畜の始まりで、同様の時期に山羊、遅れて牛、また中央アジアの草原で馬、北アフリカから中央アジアにかけてはラクダ、東シベリアや北欧でトナカイなどが家畜化された。狩猟対象の群れに追従するうちに、群れの行動を管理する技術が発生したのが牧畜の起源と見られる。

■ホ ユーラシア大陸の状況

人々は安定した食料を生産することができるようになると、定住して都市を形成し、神殿を建て、やがて古代国家を作りました。貧富の格差が生じ、国を統率する王が出現しました。祭りや戦いに使う青銅器（銅と錫などで作った硬い合金）が作られ、また文字が使われるようになったのもこの時期です⑥。そして、国家は盛衰を繰り返すようになります。

エジプトでは、ナイル川が毎年氾濫したため、流域に養分が行き渡ることから、農業が発達しました。また、川の氾濫で土地の境界が分からなくなるため、測量の技術が発達したほか、川の氾濫の時期を知るために天文学が生み出され、十進法や、一年を三六五日とする太陽暦が作られ、象形文字の⑦神聖文字（ヒエログリフ）も用いられました。紀元前三〇〇〇年ごろには統一王国ができ、王（ファラオ）が絶大な権力を握って、巨大ピラミッドや神殿を建設しました。

ティグリス川とユーフラテス川に挟まれたメソポタミア（現在のイラク）では養分の豊かな豊かな土地を利用して農耕が発達し、紀元前三〇〇〇年ごろ、いくつもの都市国家が生まれました。城壁に囲まれた都市には、神殿や王宮が作られました。また、⑧楔形文字が粘土板に刻まれました。古代エジプトの神聖文字と古代メソポタミアの楔形文字が組み合わせられて、後にアルファベットに発展していくこととなります。また、月の満ち欠けから太陰暦を発明して一週間を七日とする制度を生み出し、時間に用いる六十進法も発明されました。そして、紀元前十八世紀にメソポタミアを統一したハンムラビ王は「ハンムラビ法典」を制定しました。

インド北西部を流れるインダス川流域では、紀元前二五〇〇年ごろに、モヘンジョダロに代表される都市を中心とした文化が栄えました。都市は、碁盤の目状の道路、下水道の水路が整備されているのが特徴です。⑨インダス文字が用いられました。その後、紀元前一五〇〇年ごろには、中央アジアからアーリア人が侵入し、バラモンという神官を頂点とする身分制度を持つ国々ができました。これは、後のカースト制度の元になるもので、現在のインドに残っています。

黄河と長江という二つの大河が流れている中国では、紀元前六〇〇〇年ごろに農耕文化が生まれました。南方の長江流域では水田稲作の文化、北方の黄河流域では粟と黍を中心とする畑作農業の文化が発展しました。

水田稲作は無肥料で連作が可能で、しかも単位あたりの収穫が大きいという特徴があります。畑作は追肥が必要で連作障害が生じやすく、単位あたりの収穫が少ないため労働集約型の農耕になります。そのため、黄河文化では貧富の差が大きくなる傾向があり、力のある勢力は周辺地域を力で併合するようになりました。そして、階級社会や国を生み出していきます。

紀元前十七世紀ごろ、黄河流域に殷（商）の国が興り、青銅器を祭器として用いたほか、中国最古の文字である⑩甲骨文字が使われるようになりました。そして、紀元前一〇〇〇年ごろには周が殷を滅ぼし、やがて周が衰退すると、紀元前八世紀ごろには群雄割拠の春秋戦国時代に入りました。この時代に、鉄器が作られるようになり、武器や農具として利用されました。

朝鮮半島では、日本より遅れて磨製石器と土器が作られるようになり、縄文人と同様に、狩猟と採集を中心とする生活を営んでいました。

文献史料 『ハンムラビ法典』（部分要約）

一条 他人を殺人の罪で訴えても、その罪を証明できないときには、訴えた者は死刑となる。

一九六条 他人の目を潰した者は、その目を潰される。

一九九条 奴隷の目を潰し、あるいは骨を折った者は、その奴隷の値段の半分を支払う。

二〇〇条 同じ身分の他人の歯を折った者は、その歯を折られる。

注⑥先史時代と歴史時代 文字による歴史記録が存在せず、考古学や地質学などが主要な研究領域となる時代を先史時代、文字による歴史記録により歴史を研究することができる時代を歴史時代という。日本では、先土器時代から弥生時代までが先史時代で、大和時代以降が歴史時代とされる。

注⑦神聖文字 古代エジプトで、主に碑文などに用いられた象形文字。約 700 文字が知られ、24 の子音文字がある。きわめて具象的で装飾的である。紀元前 3,100 年ごろから約 3,500 年間用いられた。

注⑧楔形文字 粘土板に葦などで作った筆記具で記した文字で、石板や金属板に彫ることもあった。当初は象形文字だったが、徐々に記号化されて楔形となり、表意文字から表音文字に変化した。

注⑨インダス文字 印章、銅片、土器などに刻まれ、約 400 文字が知られるが、長文の文字史料がなく、他言語との併記も発見されず、いまだ解読されていない。

注⑩甲骨文字 殷の遺跡から出土した、占いに用いた亀甲や獣骨に刻まれた象形文字で、漢字の最も古い形を示している。殷の文化の解明に大きく貢献した。

■へ 宗教の起こり

昔の人たちは、大自然の出来事に圧倒的な力を感じ、人間を超越する存在として「神」について考えるようになりました。人々は健康や天候など、いろいろなことを神に祈るようになり、また神の教えを説く者も現れて、地域ごとに特色のある宗教が成立しました。なかには地域を超えて広がっていく宗教も現れます。

仏教、キリスト教、イスラム教は世界三大宗教といわれています。紀元前五世紀ごろにインドのシャカ族の王子として生まれた⑪釈迦は、修行を積むことで悟りを開き煩惱から解放されることを教え、仏教が起こりました。仏教はアジアの広い範囲に普及し、六世紀には日本にも伝わり、各地で独特の発展を遂げました⑫。

西アジアのパレスチナ地方では、一神教のユダヤ教が起こり、その教えは『旧約聖書』にまとめられました。紀元前後に⑬イエスがユダヤ教の教えに新たな解釈を加えました。人々はイエスを救世主と信じましたが、ローマ帝国により処刑されました。その後、その教えは弟子たちにより広められ、キリスト教が起こりました。人は罪を負って生まれてくるも、必ず神の愛を受けられるという教えは『新約聖書』にまとめられています。キリスト教は欧州に伝わり、世界各地に広がりました。日本に伝わったのは十六世紀です⑭。

七世紀のアラビア半島では、ムハンマドがユダヤ教とキリスト教を元に、神アラーのお告げを受けたとしてイスラム教を起こしました。神への絶対服従や、偶像崇拝の禁止を教え、聖典『コーラン』はイスラム社会のあらゆるものを規律するようになりました。イスラム教はアラビア半島を中心とし、北アフリカから東南アジアに至る広い範囲に及びました。

日本列島の人々は、太陽や山や海などの自然の要素に神が宿ると信じ、神々や先祖を拝んできました。それを神道といいます。

注⑪ 人生には生・老・病・死の苦しみがあることを知った釈迦は、29歳で出家し、35歳で悟りを開いた。以降「ブッダ」(目覚めた人)と呼ばれた。

注⑫ 上座部仏教と大乘仏教 紀元前後のインドで、すべての人の救済を説く大乘仏教が起こり、チベット、中央アジアから、中国、朝鮮を経て6世紀には日本にも伝わり、各地で独自の発展を遂げた。自己の悟りを第一とする伝統的な仏教は上座部仏教と呼ばれ、スリランカ、ミャンマー、タイなどに広がった。

注⑬ パレスチナに生まれたイエスは「神の愛」を説き、神を愛することと隣人を愛することの不可分を述べ、弱者や罪人にまで救いの手を差し伸べた。

注⑭キリスト教の伝播 キリスト教は3世紀にローマ帝国から弾圧されたが、313年にローマ帝国に公認され、ヨーロッパに伝わった。さらに392年には、ローマ帝国の国教とされ、他の宗教が禁止された。後にヨーロッパの国々が世界に覇権を広げて植民地を持つと、キリスト教は世界各地に広がった。日本に伝わったのは16世紀。

■ト 天孫降臨

『古事記』は人や日本人の起源については何も記していませんが、天皇の祖先について次のように記しています。

国生み物語で日本列島を生んだ伊耶那岐の神は、最後に身を清めてから左目を洗うと天照大御神、右目を洗うと月読命、そして鼻を洗うと須佐之男命が現れました。いずれも尊い神なので、三貴子といます。天照大御神は、父から高天の原（天上世界）を「知らず」（治める）ように命ぜられました。

一方、葦原の中国（地上世界）では、須佐之男命の子孫にあたる大国主神が立派な国を作りましたが、話し合いの結果、葦原中国は天照大御神に譲られることになりました。話し合いで国が譲られたので、これを国譲り神話といます。そこで、天照大御神は、自らの孫を葦原中国にお遣いになり、国を知らずように命ぜられました。

この命により地上に降臨したのが、初代天皇とされる神倭伊波礼毘古命の祖先にあたる邇邇芸命です。天つ神（高天原の尊い神。ここでは天照大御神のこと）の孫が降臨したので天孫降臨といます。

このとき、天照大御神は邇邇芸命に八尺の勾瓊、御鏡、草薙の剣を賜いました。これが「天皇が天皇であることの証」といわれる三種の神器です。これらが後に歴代天皇により継承され、現在の天皇陛下に受け継がれていると伝えられています。令和元年五月一日には、平成の天皇陛下から現在の天皇陛下に剣（草薙剣）と璽（八尺勾瓊）を受け継ぐ剣璽等承継の儀が皇居宮殿で執り行われました。

ところで、『日本書紀』もこれに近い神話を伝えていますが、天照大御神は「私が高天原に所有する斎庭之穂（高天原の清らかな田で育てた稲穂）を持たせなさい」と仰せになり、瓊瓊杵尊（邇邇芸命のこと。『古事記』と『日本書紀』では異なった字を用いている）に神聖な稲穂を持たせて降臨させたと書かれています。

天孫降臨神話は、天皇の祖先にあたる、天つ神の子孫が高天原から葦原中国に降臨したことだけでなく、まもなく社会の基盤となる稲作の起源は、天皇の先祖からもたらされたことを伝えようとしています。天皇の祖先について記紀がこのように記述していることから、当時の日本人の考え方がこのようなものであったと知ることができます。

文献史料 『古事記』天孫降臨の神勅

（読み下し文）此の豊葦原の水穂の国は、汝が知らさむ国ぞと言依し賜ふ。故、命の随まに天降るべし。

（現代語訳）この豊葦原水穂国は、あなたが知らず国であると命ずる。よって命令のとおり天降りなさい。

※「読み下し文」とは、元の漢語を日本語の語順に直して、おくり仮名などを付けて書いた文。

文献史料 『日本書紀』天壤無窮の神勅

(読み下し文) 葦原の千五百秋の瑞穂の国は、是、吾が子孫の王たるべき地なり。爾皇孫就きて治せ。行矣。宝祚の隆えまさむこと、天壤と無窮まりなけむ。

(現代語訳) 葦原千五百秋瑞穂国は、我が子孫が君主たるべき地である。皇孫であるあなたが行って治めなさい。さあ、お行きなさい。皇室が栄えることは、天地とともに永遠であるろう。

『古事記』の国譲り神話

大国主の神の国づくりにより、葦原の中つ国（地上世界）は賑やかな国になりました。しかし、高天の原の神々は、葦原中国は元来、天照大御神の御子が知らず（治める）国であると決議し、どのように説得すべきかを議論しました。そこで、二人の使者を続けて送り込みましたがうまくいきませんでした。そこで、神々は建御雷之の男神を葦原中国に遣わせました。

出雲の国の浜に降り立った建御雷神は、十掬の剣を抜き、逆さまに波の先に刺し立て、その剣先にあぐらして座りながら、大国主神に「我々は、天照大御神と高御産巢日の神の命によって遣わされた。あなたがうしはける（領有する）葦原中国は、天照大御神の御子の知らず（治める）国である。汝の考えはいかがなものか」と尋ねました。

すると大国主神は「我が子の八重言代主の神が申し上げることでしょう」と答えました。そこで八重言代主神を呼んできて問うたときに、八重言代主神は父の大国主神に「この国は、天つ神の御子に奉りましょう」と言いました。

建御雷神が「他に意見を申す子はいるか」と尋ねると、大国主神は「もう一人我が子、建御名方の神がいます」と答えました。すると、建御名方神が千人がかりで引くほどの大きな岩を手の先でもてあそびながらやってきました。建御名方神が「我が国にやってきました、ここそと隠れて物言うのはいったい誰だ。ならば力比べをしてやろうじゃないか。私が先に手を取ってみせよう」と言って、建御雷神の手を取ったとき、たちまち建御雷神の手は氷の柱に変化し、さらに剣となって建御名方神を襲おうとしたのです。これに驚いた建御名方神は恐れて退きました。

今度は建御雷神が建御名方神の手をつかみにかかります。建御雷神はまるで若い葦を握りつぶすように、建御名方神の手を握りつぶし、たちどころに遠くへ投げ飛ばしてしまいました。命の危険を感じた建御名方神は逃げました。すると、建御雷神がこれを追いかけていき、科野の国州羽の海（長野県の諏訪湖）に追いつめると、建御名方神は「今後この地から他へは行かないことにします。この葦原中国は、天つ神の御子の命ずるまま献上いたします」と言って頭を下げたのです。

建御雷神はまた出雲国に帰ってきて、大国主神に「二人の子供は天つ神の御子の考えに背かないと言っていたが、あなたの心はいかに」と聞きました。大国主神は次のように答えました。

「私も背くつもりはありません。この葦原中国は命令に従って差し上げることにいたします。ただ、地盤に届くほどの宮柱を深く掘り立て、高天原に届くほどの千木を高く立てた、壮大な宮殿に私が住み、祭られることをお許してください」

このように申し上げると、大国主神は、出雲国の海岸近くに立派な宮殿（出雲大社、島根県）をお造りになりました。

*

「国譲り神話」からこの時代の日本人の信仰やものの見方などを知ることができます。

このように、東書の記述のほぼすべては令和に記述があり、反対に、令和の該当箇所の要素は、大部分が東書に記述はなく、東書の記述より「高度」で「発展拡充」した内容で埋め尽くされている。

たとえば、令和の「先土器時代以前」の「イ日本列島の誕生」では、宇宙・地球の誕生から日本列島の誕生まで、宗教ごとの聖典の記述と現代科学の見地を紹介していて、宗教の違いによる宇宙観や自然観の違いがあることを導いているが、これは東書が人類の成立前の事象についてほとんど述べていないことにつき、令和では高度に発展拡充させた内容になっている。また、古事記の国生み神話の現代語訳を掲載していて、これは東書が単に「記紀には、神々が誕生する物語や、日本列島が生まれる物語（中略）などが記されています」とだけ記されていることにつき、令和では高度に発展拡充させた内容になっている。

次に、令和の「ロ人の起源」では、宗教ごとの人の起源の考え方の違いを示し、科学の見地に立った人類の進化を詳述し、進化論に対する反対論があることについても言及していて、これは東書が人類の進化について簡易な説明をしていることや、宗教ごとの考え方の違いや進化論に対する反対論について言及していないことにつき、令和では高度に発展拡充させた内容になっている。

次に、令和の「ハ日本の磨製石器は世界最古級」では、列島各地で発見された最古級の磨製石器について詳述していて、これは東書が日本の石器について打製石器にしか触れていなかったところ、磨製石器が世界最古級である点を発展させて記述したものである。また、打製石器については、尖頭器の具体的な使用法や、細石器にまで言及し、東書が日本の打製石器について単に写真を掲載しているだけで説明文を欠いているところを、令和では高度に発展拡充させた内容になっている。

次に、令和の「縄文時代」の「イ日本の縄文土器は世界最古級」では、列島各地で発見された最古級の縄文土器について詳述していて、これは東書が単に「1万数千年前から、日本列島の人々は土器を作り、これを使って木の実を煮て食べたりするようになりました」と記しているのを、令和では高度に発展拡充させて記述している。

次に令和の「ロ氷期の終焉と縄文海進」では、列島で魚介類が豊富に採れるようになった理由を具体的に詳述し、東書が単に結論だけ述べていることにつき、令和では高度に発展拡充させた記述になっている。また、縄文文化が長期間続いた理由とその意義について詳述し、東書が単に縄文時代が長かった点に言及しただけであったのを、令和では高度に発展拡充させて記述している。

次に、令和の「ハ縄文文化と縄文人の生活」では、日本の貝塚について詳述していて、これは東書が単に「貝塚が貝殻や魚の骨などを捨てた貝塚」と記述したのを、令和では高度の

発展拡充させた記述になっている。また、三内丸山遺跡について詳述し、東書が具体的な遺跡について触れていなかったことにつき、令和では高度の発展拡充させて記述している。

次に令和の「ニ世界の文明と日本」では、古い時代の各地域の土器を比較検討し、東書が単に土器が使用された旨を述べていることにつき、令和では高度に発展拡充させて記述している。また、農耕と牧畜の起源につき詳述し、東書が単に農耕と牧畜が始まった旨を記していることにつき、令和では高度に拡充発展させて記述している。また、縄文時代から弥生時代への発展について詳述し、東書が単に半島から稲作が伝えられた旨を記していることにつき、令和では高度に発展拡充させて記述している。

次に令和の「ホユーラシア大陸の状況」では、高等学校の日本史探求であることから、東書と同等、もしくはやや高度で発展拡充させた記述にとどめている。

次に令和の「へ宗教の起こり」では、また、三内丸山遺跡について詳述し、東書が具体的な遺跡について触れていなかったことにつき、令和では高度の発展拡充させて記述している。

次に令和の「ト天孫降臨」では、天孫降臨神話と国譲り神話について詳述していて、東書が天孫降臨については単に「ニニギが、日向（宮崎県）の高千穂に降り（天孫降臨）」と述べているのと、国譲り神話について説明を欠いていることにつき、令和では高度に発展拡充させて記述している。

以上の理由により、本申請図書（令和）は歴史 002-72（東書）と比較すると、相当程度大幅に「高度」に「発展拡充」した内容になっていると結論することができる。

もし、本申請図書が、これ以上に「高度」な内容を記述しないといけないとすると、およそ大学の一般教養で扱うことのない、極度に専門性の高い内容に踏み込まざるを得ず、高等学校の教科書検定を歪めることになることは明白である。

7 文科初第 1987 号
令和 8 年 1 月 23 日

令和書籍株式会社

代表者 竹 田 恒 泰 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

検定申請図書の審査の結果について（通知）

下記の図書は，教科用図書検定規則第 7 条第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定により，検定審査不合格と決定されましたので通知します。

なお，この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に，文部科学大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

記

1 受 理 番 号	1 0 7 - 2 2 4
2 学 校 種	高等学校
3 教科(種目, 学年)	地理歴史（日本史探究）
4 申請図書の名称	詳説国史探究

※教科用図書検定規則実施細則第 2 の 3 (4) の規定により，反論認否書を併せて交付します。

※教科用図書検定規則実施細則第 2 の 7 (2) の規定により，令和 8 年 6 月 1 日から 6 月 1 0 日までの期間に再申請を行うことができます。

〈本件担当〉

初等中等教育局教科書課検定調査第一係

TEL 03-5253-4111 (内線2396)

E-mail kentei@mext.go.jp

反論認否書

受理番号	107-224	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
------	---------	---------	---------	----------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	意見の認否	
	ページ	行		認否の別	認めない理由
1	4-176		全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「高度」であるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、学校教育法第五十条に定める高等学校の目的として示す「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に…高度な普通教育…を施すこと」に照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校の目的を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっていることである。反論は認められない。
2	4-176		全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「発展拡充」したものであるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校教育の目標として示す「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて」に照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校教育の目標を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっていることである。反論は認められない。

反論認否書

受理番号	107-224	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史探究	学年
------	---------	---------	---------	----------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	意見の認否	
	ページ	行		認否の別	認めない理由
3	4-176		全体 (298～504ページ 全体, 資-1～56ページ 全体も同様。)	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「高度」であるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、高等学校学習指導要領の総則において、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとされていることに照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが踏まえられておらず、適切ではないとするものである。反論は認められない。